証券コード　6022
2019年６月７日

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
株式会社 赤阪鐵工所
代表取締役社長　赤　阪　治　恒

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第121期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月26日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2019年６月27日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　静岡県焼津市柳新屋670番地の６
当社センタービル　３階　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項　第121期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.akasaka-diesel.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第121期の期末配当につきましては、業績低迷により、当期純損失を計上することとなりましたが、株主各位の日頃のご支援に報いるため、繰越利益剰余金を一部取崩し、下記のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金30円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は46,184,790円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役２名選任の件

現監査役　鈴木明雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。監査体制の強化及び充実を図るため、新たに監査役１名を増員し監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	（再任） 鈴木明雄（すずきあきお） （1949年８月22日生）	1972年３月　当社入社 2003年１月　当社経理グループ部長 2006年１月　当社総務本部副本部長 2006年６月　当社取締役総務本部長 2014年６月　当社顧問 2015年６月　当社監査役（現任）	1,210株
	（選任理由）	鈴木明雄氏は入社以後、当社において長く総務、経理部門の役員として執行しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、引き続き監査役の責務を担うべく、選任をお願いするものであります。	
2	（新任） 美澤啓介（みさわけいすけ） （1955年３月９日生）	1981年２月　当社入社 2007年７月　当社技術開発グループ部長 2008年７月　当社技術本部副本部長 2012年６月　当社執行役員製品本部副本部長技術・製品担当 2014年６月　当社取締役執行役員製品本部長 2016年６月　当社常務取締役 2018年６月　当社顧問（現任）	700株
	（選任理由）	美澤啓介氏は入社以後、当社において長く技術部門の役員として執行しており、新たに監査役の責務を担うべく、選任をお願いするものであります。	

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

［2018年４月１日から
2019年３月31日まで］

1．会社の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調が継続されました。しかしながら、天候不順や自然災害が重なることによる食料品等の生活必需品などの物価上昇懸念もあることから、個人消費は引き続き力強さが見られず、先行きは依然不透明のまま推移いたしました。海外においても、保護貿易施策による米国・中国間での貿易摩擦の深刻化が世界経済の下振れリスクを増大させる要因となり、先行きは不透明な状態が依然として続いております。

海運業界は、海運市況に回復傾向がみられましたが、本格的な回復には今後も海上荷動きが堅調に増加するとともに、老齢船・不採算船が淘汰されて、船腹過剰が解消される必要があり、今しばらく時間がかかるものと思われます。

造船業界は、船腹過剰に起因する新造船需要の低迷が続き、造船会社の受注量は一昨年に比べれば僅かに増加したものの、原料費の高騰により採算面は厳しいものとなりました。

このような状況下、当社といたしましては、修理部品、修理工事の売上が伸びたこと及び、将来的な修理部品の販売増を図るための主機関台数の販売を増加させたことにより、当事業年度の総受注高は94億67百万円（前期比18.5％減）、総売上高は94億６百万円（前期比8.8％減）、期末受注残高は48億17百万円（前期比1.3％増）となりましたが、当初計画は上回ることとなりました。

一方、採算面では、主機関の受注価格が長引く船腹過剰により低迷する中、材料費が高騰したこと、また、新規事業として販売を開始した舶用防音室の売上が当初計画に届かない一方で認証費用等が発生したこと等により、当事業年度の経常利益は７百万円（前期比96.6％減）となりました。当事業年度末の株価下落により、特別損失として投資有価証券評価損を計上したことにより、当期純損失は46百万円（前期は当期純利益１億61百万円）となりました。

次に、当事業年度の部門別業績につきましては、下記のとおりであります。

○　舶用部門のうち主機関は、前期に比べ７台減少した結果、当事業年度の売上高は43億21百万円（前期比14.7％減）となりました。
部分品及び修理工事並びに舶用関連機器は、海運関連業界の厳しい環境の中、積極的に販売活動を行いましたが、売上高40億６百万円（前期比2.9％減）となりました。

○　陸上部門は、仕事量確保のため積極的に営業活動を行った結果、鋳造品は５億32百万円（前期比1.8％減）、産業機械等加工組立工事は４億79百万円（前期比5.9％減）となり陸上部門全体の売上高は10億77百万円（前期比3.5％減）となりました。

来期の見通しといたしましては、船腹過剰継続により、船価の上昇が見込めないことから、主機関の売価改善は厳しいものと予想されます。当社のビジネスモデルは、主機関の厳しい採算を部品販売、メンテナンス収益及び陸上部門の収益とのバランスによって成り立っておりますが、将来の部品販売、メンテナンス収益拡大を図ることを狙って来期は主機関の販売台数を当初計画より大幅に増加させることに致しました。採算の厳しい案件を取り込んだ結果、来期は増収となるものの利益面は厳しいものと予想されます。

このような見通しのもと、来期は売上高97億円、経常利益60百万円、当期純利益60百万円を計画しております。

②　設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は総額３億99百万円であります。

その主なものは、製品工場太陽光発電設備１億18百万円、製品西工場屋根カバールーフ58百万円、キュポラ溶解帯42百万円、製品西工場屋根裏ネット30百万円、３Ｄスキャナ17百万円及び１ＤＣＡＥソフト（総合性能シミュレーションソフト）17百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

区分＼年度	第118期 2015年度	第119期 2016年度	第120期 2017年度	第121期(当期) 2018年度
売上高 (百万円)	8,273	8,364	10,310	9,406
経常利益 (百万円)	364	334	213	7
当期純利益(△純損失) (百万円)	302	233	161	△46
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	197.78	152.97	105.62	△30.57
総資産 (百万円)	11,950	12,380	13,289	12,663
純資産 (百万円)	8,011	8,307	8,513	8,230

(注) 1．2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合を行っております。第118期の事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。
2．第121期の1株当たり当期純損失を算定するために、「株式給付信託(BBT)」に残存する当社株式の数を期中平均株式数の計算に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の項目を対処すべき課題として捉えて、当社のあるべき姿の実現に向けて課題の克服に継続的に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

・環境規制が強化される中、それに伴う開発負担が増加。人材面、設備面、資金面等限られた資源の配分。
・原価率の低減について、従来サプライヤーとの関係を含めた調達戦略の策定。
・品質向上について、技術の伝承、従業員のレベルアップ。また、品質向上の為のシステム開発や最先端機器の導入。
・船腹過剰解消を見越した大型設備投資への計画的な準備活動。
・海外案件に係る当社の輸出リスク解消スキームの構築。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

一般客貨船・漁船用主機関、船内補助機関、動力・発電用各種ディーゼル機関の製造販売及び修理を主たる事業とし、併せて、産業機械等加工組立工事、鋳造品、消音器、軸馬力計等諸機械器具の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び工場（2019年３月31日現在）

本　　社	東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
センタービル	静岡県焼津市柳新屋670番地の６
中港工場	静岡県焼津市中港四丁目３番１号
豊田工場	静岡県焼津市柳新屋670番地
営業所	東京都千代田区、焼津市、今治市
出張所	福岡市

② 使用人の状況（2019年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
287名	3名増	40.37歳	16.24年

（注） 使用人数は就業人員（常用パートを含む）であります。

(7) 主要な借入先及び借入額（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	264百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	57 〃
株式会社清水銀行	44 〃
株式会社みずほ銀行	44 〃
株式会社日本政策投資銀行	40 〃

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　3,200,000株
② 発行済株式の総数　1,540,000株
③ 株主数　1,237名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
アカサカ共栄会	209 千株	13.6 %
合同会社M&S	143 〃	9.3 〃
DNB S/A FEARNLEY SECURITIES AS-CLIENTS	98 〃	6.4 〃
赤阪忍	73 〃	4.8 〃
株式会社静岡銀行	64 〃	4.2 〃
株式会社みずほ銀行	64 〃	4.2 〃
東京アカサカ共栄会	54 〃	3.5 〃
赤阪治恒	42 〃	2.7 〃
株式会社ジャパンエンジンコーポレーション	41 〃	2.7 〃
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	34 〃	2.3 〃

(注) 持株比率は自己株式（507株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2018年７月31日開催の当社取締役会決議により処分した自己株式

1．処分した株式の種類及び数　普通株式　11,400株
2．処分価額の総額　24,042千円
3．処分の目的　株式給付信託（BBT）導入に伴う、信託機関への第三者割当
4．処分した日　2018年８月16日

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉本　昭	
代表取締役社長	赤阪治恒	
常務取締役	阪口勝彦	執行役員技術本部長
常務取締役	塚本義之	執行役員総務本部長
取締役	渡瀬守	執行役員製造本部長
取締役	折尾幸司	執行役員営業本部長
取締役	西村やす子	司法書士法人つかさ代表社員 株式会社CREASTYLE代表取締役 株式会社CREAFARM代表取締役 株式会社ふじのくに物産代表取締役
取締役	野末寿一	静岡のぞみ法律特許事務所弁護士 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 静岡ガス株式会社社外取締役 レック株式会社社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	鈴木明雄	
監査役	伊藤誠哉	平和みらい株式会社社外取締役
監査役	中野良治	MHIさがみハイテック株式会社S/E

（注）1. 取締役西村やす子氏及び取締役野末寿一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役伊藤誠哉氏及び監査役中野良治氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役鈴木明雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役伊藤誠哉氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役美澤啓介及び藤田勝也の両氏は、2018年６月27日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏　　名	役　　位	担　　当
大石　敏明	執行役員品質保証部部長	QMS品質管理責任者
原野谷　昌弘	執行役員製造本部副本部長	調達・生産管理・工程担当
斉藤　隆夫	執行役員営業本部副本部長	主機関及び部分品修理営業担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2)	99百万円 (5)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	17百万円 (7)
合　　計	13名	117百万円

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2百万円（取締役2百万円、監査役30万円）及び役員株式給付引当金繰入額7百万円を含んでおります。
5. 上記報酬等の額のほか、2018年6月27日開催の第120期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対し130百万円を支給しております。当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額127百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「3．会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	西　村　やす子	当事業年度開催の取締役会12回中10回出席しております。 出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、会社経営者、司法書士としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。
取締役	野　末　寿　一	社外取締役就任後に開催された取締役会９回中８回出席しております。 出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、弁護士、他社の社外取締役・監査役としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。
監査役	伊　藤　誠　哉	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、また当事業年度開催の監査役会11回中11回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に財務の面から必要に応じて意見を述べております。
監査役	中　野　良　治	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、また当事業年度開催の監査役会11回中11回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に技術の面から必要に応じて意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
　　当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため「企業行動憲章」(コンプライアンス・ポリシー) を定め、それを役員及び従業員に周知徹底する。

② コンプライアンス担当役員を置き、またコンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、コンプライアンスマニュアルを作成し役員及び従業員に周知徹底する。

③ 各本部は、それぞれの本部に関するコンプライアンスの管理を行い、各本部長は、各本部のコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、コンプライアンス責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程を作成し、その保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。又、保存期間については規程に基づき必要に応じ期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、担当役員を置き、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

② 各本部は、それぞれの本部に関するリスク管理を行い、各本部長は、各本部のリスク管理責任者としてリスクの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、リスク管理責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期計画に基づき、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとの業績目標を明確にする。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し執行決定を行うものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス担当部署はコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施することにより、役員及び従業員に対しコンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。

② 執行部門から独立した組織として総合内部監査室にてコンプライアンス体制の浸透状況をチェックする。

③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として社内通報システムを整備する。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リスク管理規程に基づき、リスクの評価及び管理体制を適切に構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として監査役は必要な人員を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては事前に監査役の同意を得るものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 役員及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、又は発生する恐れがあるとき、役員及び従業員による違法、又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて役員及び従業員に対して報告を求めることができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 役員及び従業員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

② 監査役は代表取締役と随時意見交換を行い、又、総合内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的に監査業務の遂行を図るとともに取締役との相互牽制を図る。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しております。その他、監査役会は11回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、総合内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 総合内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

2．株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

（1）基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

（2）基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(a)中期経営計画による企業価値向上への取組みについて

当社は、舶用業界に押し寄せてきている環境規制をビジネスチャンスと位置づけ、環境に配慮した技術を積極的に打ち出すことで、競合他社との差別化を図ってまいります。以上の経営方針を実現するため、以下の施策に経営資源を重点的に投下することで企業価値向上を図ります。

また、今後も従来と変わらず中長期観点から、株主に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいる所存であります。

① 営業力強化…営業管理システム導入
② 製造原価低減…小型２サイクルエンジンのコストダウン手法の他機種への展開
③ 陸上部門強化…人員増強による営業力強化
④ 新規事業への取組み…新規事業室の拡充
⑤ 研究開発促進…環境対応ビジネスへの取組み強化
⑥ 最新設備の導入…最新の工作機械、コンピューター支援設計・製造ツール他

(b)コーポレート・ガバナンス強化による企業価値向上の取組み

当社は、企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公平性を確保し、取締役会における監督機能の強化、意思決定の迅速化を図るために、2012年６月28日開催の第114期定時株主総会より取締役の人員を８名以内とし、2012年７月１日より執行役員制度を導入しております。また、2016年６月29日開催の第118期定時株主総会より独立性の高い社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役会は、当社の業務内容を熟知する常勤監査役に加え、財務会計に秀でた知見を有する社外監査役、そして製造業に欠かせない技術・製造・アフターサービスにおける経験の豊富な社外監査役の３名で構成し、取締役の出席する主要な会議に同席して大所高所からの見解を述べることで業務の適正化に貢献しております。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年12月12日開催の取締役会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランは、2018年６月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

(a)本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記（１）に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑止するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主に代替案を提案したり、あるいは株主がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(b)本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置をとることができるものとします。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取

締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は2018年６月27日開催の第120期事業年度に係る当社定時株主総会終結の後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされています。

（4）具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンス強化の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための具体的取組みとして策定されたものであり、（1）の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に関する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的としており、（1）の基本方針に沿うものです。

特に本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足していること、第120期事業年度に係る当社定時株主総会において、株主のご承認を得て更新された場合の有効期間は３年と定められていること、一定の場合に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるものとされていること等、株主の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立性を有する当社社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本プランの発動に関して客観的な要件が設定されていること等により、その判断の公正性・客観性が担保されております。

従って、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

単位　千円（未満切捨）

資産の部	
1 流動資産	**8,557,603**
現金及び預金	2,723,580
受取手形	590,584
電子記録債権	499,424
売掛金	1,790,424
原材料及び貯蔵品	416,598
仕掛品	2,497,951
前払費用	233
その他の流動資産	45,225
貸倒引当金	△6,419
2 固定資産	**4,106,129**
有形固定資産	**2,698,923**
建物	1,281,503
構築物	133,379
機械及び装置	341,842
車両及び運搬具	7,944
工具器具及び備品	66,615
土地	858,347
建設仮勘定	9,289
無形固定資産	**103,393**
ソフトウエア	80,096
その他の無形固定資産	23,296
投資その他の資産	**1,303,813**
投資有価証券	945,734
関係会社株式	9,052
出資金	373
長期貸付金	30,977
破産更生債権等	3,384
前払年金費用	204,263
その他の投資	131,432
貸倒引当金	△21,404
資産の部合計	**12,663,733**

負債の部	
1 流動負債	**3,975,376**
支払手形	482,246
買掛金	1,942,428
短期借入金	183,320
長期借入金(一年以内返済)	75,269
未払金	132,510
未払費用	319,361
未払法人税等	12,211
前受金	424,511
賞与引当金	135,300
製品保証引当金	112,703
設備関係支払手形	100,631
その他の流動負債	54,882
2 固定負債	**457,469**
社債	100,000
長期借入金	192,375
退職給付引当金	25,839
役員株式給付引当金	7,441
執行役員退職慰労引当金	450
繰延税金負債	20,406
その他の固定負債	110,957
負債の部計	**4,432,846**
純資産の部	
1 株主資本	**8,046,945**
資本金	**1,510,000**
資本剰余金	**926,345**
資本準備金	926,345
利益剰余金	**5,686,786**
利益準備金	377,500
その他利益剰余金	5,309,286
固定資産圧縮積立金	80,864
別途積立金	3,930,030
繰越利益剰余金	1,298,390
自己株式	**△76,187**
2 評価・換算差額等	**183,941**
その他有価証券評価差額金	196,886
繰延ヘッジ損益	△12,944
純資産の部計	**8,230,886**
負債・純資産の部合計	**12,663,733**

損 益 計 算 書

［2018年４月１日から
2019年３月31日まで］

単位　千円（未満切捨）

科目	金額	
売上高		**9,406,391**
売上原価		**7,905,382**
売上総利益		**1,501,009**
販売費及び一般管理費		1,556,342
営業損失		**55,332**
営業外収益		
受取利息	248	
受取配当金	28,159	
スクラップ売却益	29,753	
受取技術料	8,992	
その他	18,964	86,118
営業外費用		
支払利息	6,133	
役員退職慰労金	3,000	
支払補償費	11,756	
その他	2,599	23,489
経常利益		**7,295**
特別損失		
投資有価証券評価損	44,186	44,186
税引前当期純損失		**36,890**
法人税、住民税及び事業税	5,395	
法人税等調整額	4,037	9,432
当期純損失		**46,323**

株主資本等変動計算書

［2018年４月１日から
2019年３月31日まで］

単位　千円（未満切捨）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,510,000	926,345	—	926,345	377,500	85,908	3,930,030	1,394,778
当期変動額								
剰余金の配当								△45,855
当期純損失（△）								△46,323
自己株式の取得								
自己株式の処分			△9,253	△9,253				
自己株式処分差損の振替			9,253	9,253				△9,253
固定資産圧縮積立金等の取崩						△5,044		5,044
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△5,044	—	△96,387
当期末残高	1,510,000	926,345	—	926,345	377,500	80,864	3,930,030	1,298,390

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	5,788,218	△33,751	8,190,812	311,829	11,308	323,138	8,513,951
当期変動額							
剰余金の配当	△45,855		△45,855				△45,855
当期純損失（△）	△46,323		△46,323				△46,323
自己株式の取得		△75,731	△75,731				△75,731
自己株式の処分		33,295	24,042				24,042
自己株式処分差損の振替	△9,253		—				—
固定資産圧縮積立金等の取崩	—		—				—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				△114,943	△24,253	△139,196	△139,196
当期変動額合計	△101,431	△42,435	△143,867	△114,943	△24,253	△139,196	△283,064
当期末残高	5,686,786	△76,187	8,046,945	196,886	△12,944	183,941	8,230,886

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② 関連会社株式　移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料、貯蔵品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

② 無形固定資産　定額法（自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 製品保証引当金　売上製品の保証費用に充当するため、実績基準により引当計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

1.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

2.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理をしています。

⑤　役員株式給付引当金　　役員株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役は含みません。）に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

⑥　執行役員退職慰労引当金　執行役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金に係る金利変動リスク、外貨建金銭債権リスク

③　ヘッジ方針　　借入金の金利変動リスク及び外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ･フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理　　税抜方式

2. 表示方法の変更

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

3. 追加情報

（取締役に対する株式給付信託（BBT））

当社は、2018年６月27日開催の第120期定時株主総会決議に基づき、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。また、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は74,832千円、株式数は34千株となります。また、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,047,183千円
機械及び装置	61,616千円
土地	488,702千円
投資有価証券	143,012千円
計	1,740,514千円

担保付債務

社債	100,000千円
長期借入金（1年以内返済分含む）	227,644千円
計	327,644千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,589,975千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2,469千円
短期金銭債務	62,449千円

(4) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	38,056千円
電子記録債権	97,216千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高

営業取引（売上高）	37,141千円
営業取引（仕入高）	447,289千円
その他の営業取引	500千円
営業取引以外の取引（雑収入）	2,196千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,540千株	― 千株	― 千株	1,540千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	11千株	35千株	11千株	35千株

(注) 1．普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、「株式給付信託（ＢＢＴ)」制度の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する当社株式34,700株が含まれております。
2．普通株式の自己株式数の増加35千株のうち34千株は「株式給付信託（ＢＢＴ)」制度による取得であり、425株は単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少11千株は第三者割当による処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2018年６月27日開催の第120期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　45,855千円
・１株当たり配当金額　30円
・基準日　2018年３月31日
・効力発生日　2018年６月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2019年６月27日開催の第121期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　46,184千円
・１株当たり配当金額　30円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月28日
・配当の原資　利益剰余金

(注) 2019年６月27日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金1,041千円が含まれております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

仕掛品評価損否認額	41,608千円
未払事業税	2,887千円
製品保証引当金	34,205千円
賞与引当金	41,063千円
退職給付引当金	7,842千円
貸倒引当金超過額	8,444千円
役員株式給付引当金	2,258千円
執行役員退職慰労引当金	136千円
長期未払金	15,274千円
繰延ヘッジ損益	5,640千円
繰越欠損金	42,596千円
その他	15,115千円
小計	217,074千円
評価性引当額	△60,990千円
計	156,083千円

繰延税金負債

未収事業税	△1,115千円
前払年金費用	△61,993千円
固定資産圧縮積立金	△35,236千円
その他有価証券評価差額金	△78,144千円
計	△176,490千円
繰延税金負債の純額	△20,406千円

8. 金融商品に関する注記

1）金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、又、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後４年であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、１．重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。又、外貨建金銭債権の為替変動リスクを抑制するために為替予約取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、又、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2）金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	2,723,580	2,723,580	—
(2) 受取手形	590,584	590,584	—
(3) 電子記録債権	499,424	499,424	—
(4) 売掛金	1,790,424	1,790,424	—
(5) 投資有価証券	945,734	945,734	—
資産計	6,549,749	6,549,749	—
(1) 支払手形	482,246	482,246	—
(2) 買掛金	1,942,428	1,942,428	—
(3) 短期借入金	183,320	183,320	—
(4) 社債	100,000	100,000	0
(5) 長期借入金 （１年以内返済予定の長期借入金含む）	267,644	266,045	△1,598
負債計	2,975,639	2,974,041	△1,598

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に適用される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	47,007

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

9．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、静岡県焼津市において、賃貸用不動産（土地含む）を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は51,320千円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
338,551	△6,312	332,239	736,697

（注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．期末の時価は、自社で合理的に算定した価額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

10. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

・関連会社等

重要性がないため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　5,469円78銭

(2) 1株当たり当期純損失　30円57銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」が保有する、当社株式を「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社　赤 阪 鐵 工 所
取　締　役　会　御　中

東　陽　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高　津　清　英　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　玉　田　貴　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社赤阪鐵工所の2018年４月１日から2019年３月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務　の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月14日

株式会社赤阪鐵工所　監査役会

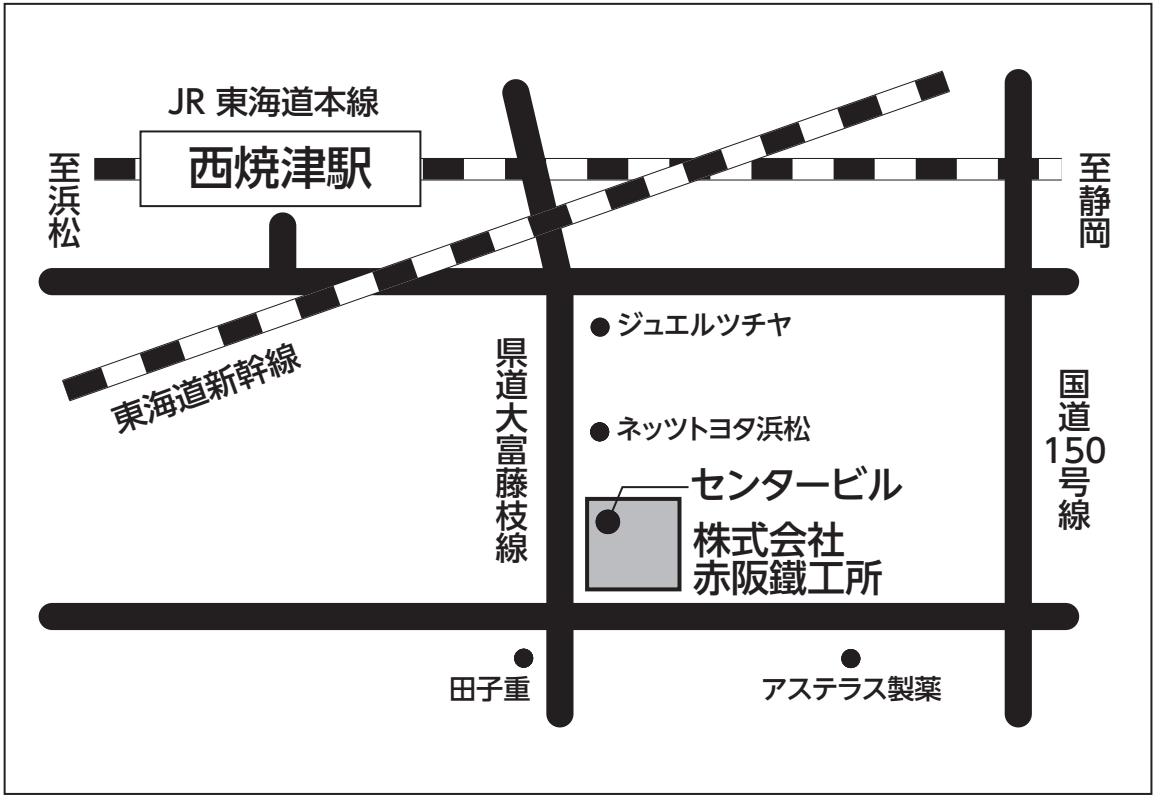
常勤監査役　鈴木明雄　㊞

社外監査役　伊藤誠哉　㊞

社外監査役　中野良治　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図



株式会社　赤阪鐵工所
静岡県焼津市柳新屋670番地の６
☎（054）685－6081
ＪＲ東海　西焼津駅南口下車　徒歩８分
お車でお越しの際は、県道大富藤枝線沿いの西門より
お入りください。